

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和2年9月10日（木曜日）  
午後1時開会，午後3時47分閉会  
場 所 第1委員会室

---

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 協議事項

#### ・総務市民委員会

#### （1）議案の審査

- ①議案第52号 土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- ②議案第53号 土浦市税条例の一部改正について

#### （2）請願・陳情の審査

- ①受理番号5 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する請願書
- ②受理番号2 国に対し、「刑事告訴法再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択，提出を求める陳情書
- ③受理番号3 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

#### （3）報告事項

- ①土浦市環境白書について（令和元年度年次報告書）
- ②令和2年度秋季点検について

#### ・予算決算委員会分科会

#### （4）議案の審査

- ①議案第56号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）～歳出中第1款（議会費），第2款（総務費），第8款（消防費）

### 4 その他

### 5 閉 会

---

## 出席委員（7名）

委員長 今野 貴子  
副委員長 吉田 博史

委員 久松 猛  
委員 吉田 千鶴子  
委員 海老原 一郎  
委員 篠塚 昌毅  
委員 島岡 宏明

---

欠席委員（1名）

委員 柴原伊一郎

---

説明のため出席した者（17名）

市長公室長	川 村	正 明
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	塚 本	隆 行
消防長	鈴 木	和 徳
議会事務局長	小松澤	文 雄
消防次長兼消防総務課長	檜 山	保 明
政策企画課長	佐々木	啓
財政課長	山 口	正 通
広報広聴課	北 島	康 雄
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
課税課長	川 上	勇 二
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	渡 辺	善 弘
議会事務局次長	天 貝	健 一
警防救急課長	本 橋	一 夫

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---

傍聴者（4名）

男 1名  
女 3名

議 員 田子 優奈

---

○**今野委員長** 只今から総務市民委員会を開催いたします。本日は、委員会室の三密対策のため途中で説明者の入れ替えを行います。そのため、始めに総務市民委員会の審査を行い、その後に予算決算委員会の分科会の審査を行います。よって審査の順序が変則になりますので、ご了承願います。当総務市民委員会へ付託されました請願・陳情書は、新規1件、継続2件、内々で付託されております意見書1件でございます。最初に新規になります①受理番号5 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する請願書については、請願者から意見陳述の希望がございました。協議事項（1）議案の審査に入る前に、陳述者の方にお越しただいておりますので、先に協議事項（2）請願・陳情の審査に入りたいと思います。なお、受理番号5の審査終了後、受理番号5と同様の請願が継続審査となっておりますので受理番号3を審査し、その後、受理番号2、内々付託されている意見書の順番で行いたいと思います。それでは、①受理番号5の選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する請願書を議題といたします。請願者の方に、意見陳述をしていただきます。請願者におかれましては、請願内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間でございます。陳述終了後に請願の審査に移りますので、よろしく願います。それでは意見陳述を始めてください。

○**小泉祐里氏** この度請願を出しました牛久市に住んでおります小泉祐里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。このような場合は慣れないものですから、意見を紙に書いてきましたので大変失礼ですけれど、読み上げる形でお話をさせていただきたいと思います。まず、始めに、私たちの請願を受理してくださり、また、このように説明をさせていただける機会を与えてくださったことにお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。私と一緒に請願を出しました夫の田中とは26年前に結婚したんですけれども、2人ともそれぞれ名字を変えたくないと考えました。その当時は夫婦別姓制度の導入に向けた動きが大きく間もなく法制化されるという期待があったため、私たちは事実婚という形でそれを待つことにしました。法制化されたら婚姻届を出そうというようなつもりでございました。ところが26年経ってもそれが実現しないままで来てしましまして、私たちは未だに法的な結婚が出来ないままでいます。選択的夫婦別姓はあくまでも希望者が選べるという制度であって、決して同姓の家族を否定するものではありません。同じ名字でこそ家族だと考える人は今までと何も変わらず家族を作ることができるという制度です。別姓で結婚したい事情がある私たちのようなカップルにも多くの同姓の夫婦と同じように法的な夫婦になれる選択肢を与え、きちんと家族として認めていただきたいということです。なぜ、姓を変えたくなかったのかということですが、まず、私自身は、それまで生きてきた自分の名前が結婚によって消えてしまうということは、それは自分自身を失ってしまうということと同じだと感じました。また、改姓することによって自分が自分の名前で行ってきっていた仕事が断ち切られてしまうということへの不安もありました。一方夫の方は研究者でして、既にいくつもの論文を書いたので、姓が変わると過去の業績を自分のものとして認識してもらえなくなるという問

題がありました。また、夫が私の小泉という姓に変えると、同じ分野に居る別の研究者と同姓同名になってしまうということもありました。つまり、どれが誰の業績かということがさらに混乱してしまう状況というのが見えていたんです。私たちの場合はそういった事情なんですけれども、その他に夫婦別姓は、家を継がなければいけない立場の人にとっても必要とされている制度です。実は私自身も長野県の古い家の出なんですけれども、姉妹しかいません。そのため父は私が姓を変えることは、もう最初から想定していて、家を名前を継ぐ、家を継ぐというようなことはあきらめていたんですけれども、結果的に私が事実婚という形で姓を変えないでいて、そして私が家を継ぐことになりました。それを父は非常に喜んでくれました。実際に名字が途絶えてしまうということが問題になって結婚できないという、それで法改正を待っているという一人っ子の人たちや姉妹だけのご家庭が沢山あります。姓を変えずに結婚できるという選択肢を増やすことによって、こうした人々をすべて救うことができるのです。法的に結婚が認められない私たちは、今まで様々な不都合や不安がありながらも、これまでは周囲の人々からの理解にも恵まれて、子育ても問題なく行っていくことができました。しかし、この先年老いると、様々な問題に直面することになります。病院での手術や延命治療などの同意は法的な夫婦でないと認められなかったり、あるいは介護施設に夫婦として入居できなかったり、また、どちらかが死んでも、生命保険も受け取れませんし、相続の権利もありません。このままでは私たちは、ただ普通の夫婦として安心してこれからを過ごす、老後を過ごすという当たり前の願いも持つことができない状態なんです。選択的夫婦別姓は全ての人が幸せに暮らせる社会。男女平等や多様性を尊重する社会を実現するには欠かせない制度です。その法制化に向けて、土浦市議会の皆様にぜひとも力をお貸しただけたらと思います。どうかこの請願を採択していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**今野委員長** ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 質問も無いようなので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただくよう、お願いいたします。

(陳述者 移動)

○**今野委員長** それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○**吉田(博)副委員長** これは前回の委員会の時に、これは受理番号3だったっけか。審議したよね。継続になっているけれども、内容的には一緒なんですよ。3と今お願いいただいた5は。こういう場合どういうふうに審議した方がいいのかね。別々にやるの。それとも一緒に構わないの。

○**今野委員長** それはですね。ただ今の請願を採決してから内容が同じということで同レベルに扱うというふうになっています。

○**吉田(博)副委員長** はい。わかりました。

○**篠塚委員** 補足で。一事不再議の原則ですから、同一内容であれば、採決したと。み

なし採決という形になると思うんですけど。それは委員長の裁量で出来ますので、まず、順番に議案を整理していかなければいけないということですので、今の議案をこの中で意見としてまとめて、その後の話になると思います。

○**今野委員長** 今回の請願を採決してからのみなし採決ということですよ。承知しました。

○**吉田(千)委員** 前回、今吉田(博)副委員長からもございました、同様の趣旨の田子優奈議員、紹介議員ということで提出をされております。それから私ももう少し勉強の機会をいただきたいという、そういう中で、今日お越しいただきました小泉祐里さん夫妻に7月19日に直接お話を伺いました。そうした中で本当に現実的にご主人が研究者でもあられて、本当にそういった状況の中で論文を出した時に、もしどちらかが変わるとすると非常に混乱を来すという。前の検索をしても出てこないという。そんな状況があるという状況も伺いましたし、なによりも自分自身のアイデンティティ。いわゆる生まれてきて自分自身は何なのだというね。姓を変えることに。そういった大きな問題にも直面したし、そういった様々なお話を伺う中で、甚だ大変、後から出したもので大変失礼だというふうには認識はしているのですが、同じ思いで今回この意見書を採択して国の方に提出させていただければありがたいと思うところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○**海老原委員** これこの前の受理番号3と同じ内容なんですね。趣旨は賛成だったんですが、その後、私も疑問点がありました。子どもの姓はどうなるんだという。まあ、その他にもあったんですが。その点については、子どももですね、当初は決まっているにしても、その後で子どもの意思によって姓を選択できるということがわかりましたので、こちらについては賛成でございます。

○**久松委員** 前回の請願の中でも非常に説得力あったんだけど、今回、当事者ご自身の名前でね、請願提出されて、非常に切実、生々しいお話を聞かされて胸を打たれました。そういう意味で選択できる。そういう制度を確立していくということが非常に急がれるというふうに思います。お話のように将来、例えば遺産相続だとか、様々な問題で不利益を被る可能性があるという状況の中で、やっぱり選択をすることが可能な制度。法制化をするべきだろうということで私はこの請願書に賛成いたします。

○**島岡委員** 大筋で賛成なんですけれど、将来的にその、例えば離婚というものを少ししやすくなっちゃうような。そういうことはないだろうか。ということと、夫婦間または子どもとの人間関係が疎遠になってしまうことはないだろうか。少し間が空くことはないだろうかというのが、私としては少し引っ掛かる場所なんですけれど。最初から別れるつもりで結婚する人はいないと思います。しかしながら、取りあえず別姓で結婚してみるかという、そんな考えが起こらないとも限らないと私は少し思ってしまったりするんですね。その辺はどうなのかなという。そんなことを考えてしまいました。今の請願者のお話も私、この間、聞かせていただいたこともあるんで十分お気持ちもわかりますし、まじめなそういう考えで選択的夫婦別姓は賛成です。

○**篠塚委員** もう少し研究した方がいいということで継続審査をさせていただいたんで

すけれども、やはりいろいろな問題があるので、これは民法を変えるように意見書を出して、国の方も早く動くようにしてもらった方がいいだろうと思います。

○吉田(博)副委員長 私は前回の時から賛成だから、採択しなきゃと言っているから。それは変わりません。

○今野委員長 それでは、受理番号5を採決いたします。本請願を採択とする方は、挙手を願います。

(吉田(博)副委員長, 久松委員, 吉田(千)委員, 海老原委員, 篠塚委員, 島岡委員)

○今野委員長 全員賛成ということで。よって、受理番号5は採択といたします。ただいま、採択いただいた請願書において、ここで提出する意見書(案)文に対して、ご審議をお願いするところではございますが、この後、採択いただいた請願と同様の内容で継続審査となっております受理番号3がございまして、その後にご審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に、継続審査に入ります。③受理番号3選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願についてをお諮りいたします。本請願につきましては、先ほど採決した受理番号5と同趣旨のものでありますので、よってこれと同一の採決をしたものとして採択とみなすことにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。それでは、採択となった受理番号3と5の請願にはそれぞれ意見書(案)文がございまして、内容がほぼ同じです。土浦市議会として一本にまとめて提出することになります。意見書の文面について審議をお願いいたします。

○篠塚委員 同一趣旨なものですから、文面を入れ替えるというのは非常に難しい。これは両方の文面を見て、委員長、副委員長で相談していただいて意見書を出していただいて、委員会で話し合いをしなくてはいけないでしょうから、一任ということで。あと全員のところで、議場で諮ってから意見書を提出するわけですから。お任せしたいと思います。いかがなものでしょうか。

○吉田(博)副委員長 そうだな。

○久松委員 1本化するの、この時間では無理だよ。だから、正副委員長にまとめていただいて。

○今野委員長 では、そのように決めます。次に、②受理番号2国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書を議題といたします。継続審査となっておりますので、朗読は省略します。また、今回、継続審査の際に委員へ資料の配布依頼がございましたので、机の上に配布しております。参考にさせていただきご意見等をお伺いいたします。

○吉田(博)副委員長 委員長。前回の時に賛成が3。継続審査が4だったから、継続審査の方が調査研究するということだったので、そちらの意見を聞いた方がいいんじゃないですか。

○篠塚委員 前回継続したのは、意見書案の内容がですね、非常に趣旨はわかるんです。冤罪はいけないという趣旨はわかるんですが、趣旨に沿っていく内容が。事実関係だけ残して趣旨のところ弱いか。よくわかりにくかった。この意見書をもうちょっと調整しないと。この趣旨には賛同いたします。そういう意味で継続審査ということで勉強した方がいいだろうということで継続しました。今回同じような、他の所ですね審査状況とかを資料として送っていただきましたので、これも合わせてですね。できれば意見書を土浦市議会として、この内容に沿った意見書を作ってですね。それを審査するという形の方がいいんじゃないかと思うんですが。いかがなものでしょうか。

○海老原委員 今手元にありました。請願者の田村さんから、総務市民委員会各位ということで文書がありましたが、この中にもですね。趣旨を同じくするものであれば、一番最後の方なんですけれども。各議会独自の文章表現で意見書を作成され、提出されて結構ですという文章があります。今の篠塚委員と同じなんです。意見書の内容。これも委員長、副委員長に考えてもらうことを前提で賛成でございます。

○島岡委員 私も賛成です。

○吉田(千)委員 同じです。やはり、この意見書が国に対して、事実関係を述べられているんですが、本当に冤罪はあってはならないという、この一点は、まったく同じ思いでございます。その中で、この事実関係がずっと書いてあるということで。国に対して何を求めるのかという状況がやはりわかりずらいものになっているなど私も感じたもので、今皆さんが同じ、そういった独自のものを出していただいて結構であるということであれば、そこを直していただくということで、よろしくお願ひしたいなと思います。

○吉田(博)副委員長 どこに書いてあるの。それ。

○久松委員 市議会議員各位って書いてある文書。

○吉田(博)副委員長 これ。これでいいの。

○吉田(千)委員 下から4行目から趣旨を同じくするものであれば。

○吉田(博)副委員長 ああ。なるほど。

○今野委員長 では、こちらは土浦市議会独自の意見書を作成するというので、そのように作成するというので採択をするということでよろしいでしょうか。

○篠塚委員 スケジュール的なことなんです。今議会で採択し、意見書で提出することを決めるのであれば、意見書案をこの委員会で決めなければいけないので。意見書案を、どこのタイミングで出していくか。例えば12月に出しますと。意見書を出します。その間に文書を作り直しますよ。というのもひとつでしょうし。その辺はちょっと皆さんの意見をいただいて、先ほどのように委員長に一任して、委員長で案を作っていたら、皆さんで審査をするのか。その辺をちょっと整理してもらえればと。

○今野委員長 今、篠塚委員から提言がございましたが、どのタイミングで出すかということに関してですけれども。いかがでしょうか。

○吉田(博)副委員長 出すなら早く出せよ。先なんかに出さないで。委員会は委員会のみっちり審議して作ればいいんだから。早く出してやれよ。

○今野委員長 では、本議会で提出する方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** こちらは、土浦市議会独自の意見書を今定例会で提出するというので、原案を作って皆様に審議してもらって。

○**久松委員** 委員会をもう一回やる必要があるということだな。それは、例えば、決算の分科会の時の終わった後にやるとか。あるいは、18日の全体会が終わった後にやるとか。そういうタイミングを見て。

○**吉田(博)副委員長** 今回は、会期が24日まであるんだから。余裕はあるから。

○**今野委員長** それでは、もう一度総務市民委員会を新たに開催して、そこで諮るということで、この件に関しては。

○**篠塚委員** この請願を採択していただいて。文章は、いついつに作りますと。採択はするというので、今日決めていただければと思います。

○**今野委員長** それでは、受理番号2を採決いたします。本陳情を採択とする方は、挙手を願います。

(吉田(博)副委員長、久松委員、吉田(千)委員、海老原委員、篠塚委員、島岡委員)

○**今野委員長** 全員賛成ということで。賛成多数ですので、よって、受理番号2は採択といたします。次に、内々で付託されております④全国議長会からの意見書提出依頼があった「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題といたします。事務局より朗読を願います。

○**事務局** さて、先般6月30日に開催された本会理事会においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、各市議会が地方税財源の確保を求める意見書を採択、国会・政府に提出いただくことについて、ご了承を得たところであり、その後も、感染症の世界的な蔓延は続き、国内でも「緊急事態宣言」解除後、再び感染者数が急増する傾向にあるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。社会経済活動は段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅なGDPの落込みが確実視されるなどわが国経済への影響は甚大であります。これに伴い、すでに説明しているとおり、本年度及び来年度の地方財政も地方税・地方交付税の減収などにより巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい事態に陥ることが予想されます。そのような中、今後、中小企業対策として、固定資産税の政策減税の対象に、「家屋」「償却資産」に加えて「土地」を追加することや、人口30万人以上の都市等に認められている事業所税まで軽減対象とする議論が生じることが想定され、大変懸念するところであります。本来、中小企業対策は、まずは国の責任において、歳出予算や国税でもって対応すべき性格の課題であります。特に、固定資産税は、市町村税の極めて重要な基幹税であります。中小企業対策として広く「土地」を対象にする政策減税はこれまで例がなく、地方税収の大幅な減収が予想される中、制度の根幹に影響する見直しは到底容認することはできません。各市議会におかれましては、6月30日付け全議K第3号による野尻会長からのお願いに基づき、意見書の採択等に向けて諸準備を進めていただいているものと存じますが、上記のような情勢に鑑みまして、9月議会において確実に意見書を採択していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。以下事務連絡になりますので省略い



たします。

○**今野委員長** それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○**吉田(博)副委員長** このとおりだな。中小企業対策は、国がやるべき。地方がやるべきことじゃない。

○**久松委員** よくわからないんだけど。中小企業対策として、固定資産税の政策減税の対象に「家屋」「償却資産」加えて「土地」を追加することを考えているんだ、というわけだね。今、国は。中小企業対策はまずは、国の責任において、歳出予算や国税でもって対応すべき性格の課題でありますと。ここだな。

○**島岡委員** 地方財源として、固定資産税を無しにしては語れないような、そういう予算形成でございますので、これを減らすというのは本当に致命的な打撃を与えてしまうと思います。それに代わるものを国が出してくれればいいですけど、僕はいじらずにやはり、国が中小企業の面倒を見られるような政策をバシバシ打っていただきたいというのが、そのとおりだと思います。

○**吉田(博)副委員長** これ来年は、土浦市だって市民税、固定資産税は減るだろうし。その他に国から来る大事な交付税も国がこういう状況だから減るだろうし。この辺も大きいんだよな。地方はな。国がやるべきことは、国でやってもらわないと。地方行政は破綻をすると。そういうことだよな。

○**久松委員** かなり地方税の減収が見込まれるから。それに対して、地方交付税でいってカバーはしてくれるけれども。それもどこまで出来るかと。今の時代の中でね。

○**吉田(博)副委員長** 本当だよな。先行きが不透明で。

○**篠塚委員** 地方の声は、やっぱり地方の自治体は地方でなければわからないと。その地方の声を国に届けようということで、全国議長会でまとめて意見書を出そうという趣旨になっておりますので、この意見書をぜひ採択していただいて、皆さんで地方の声を国に届けたいと。意見書の案の方にも出ているとおり、5項目。ほぼ重要な点ということで上がっていますので、これを採択していただけるような方向にしていただければと思います。

○**吉田(博)副委員長** もうこのままでいいよね。このままで採択ということで。この文章でいいよ。

○**海老原委員** この最初のですね、文章のお願いの文章の中で、中小企業対策云々とありますね。固定資産税の。この部分はどこに入っているのかな意見書のね。5番のとりわけ、固定資産税は、市町村の。ここに入っているのかな。

(「ここに入っているよ」という声あり)

○**海老原委員** この部分ですかね。というのは。これ以外は、中小企業も大変なんだけど、個人事業者も大変なわけなんだよね。国民みんな大変なんで。それは意見書案に全部含まれると思うんだけど。ただ中小企業の方はこの文はここに入って、5番の方に入っているんですかね。まあ、読みますと、5番とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直し。これが固定資産税の見直し。このお願いの中の固定資産税の見直しの中の、見直しをしないよなという。ここの文

章なんですかね。中小企業対策。

○久松委員 5項目目には入ってないよな。

○海老原委員 5番目の中に入っているんじゃないですかね。

○久松委員 入っているのかね。

○海老原委員 5番目にこの影響する見直しは、断じて行わないこととすると。

○吉田(千)委員 私も理解が進まないところがあって。地方財政のその表題ですね。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるということは、もうこの表題を見ては、そうだなと納得するところがあります。その中で、固定資産税に関することなんですから、特にというくだりが9行目のところからあるんですけれども。固定資産税は市町村税の極めて重要な基幹税であります。そうですね。市町村にとっては。中小企業対策として広く土地を対象にする政策減税は。これはまず、中小企業に対して、今まで土地を対象とする政策減税は例はないよと。その中で、地方税収の大幅な減収が予想される中、制度の根幹に。ちょっとこの辺が私の頭ではついていけなくてですね。要は、地方税収のアップは必要だよと。で固定資産税に係るところを減税をしてしまうと、地方にも予算というか、今後充当してもらえかわかりませんが、要は、財源の確保は難しくなるよという認識に立つわけなんですけれども。一方でこれは、一般市民にとってはどうなんだろうという。そこがちょっと。

○久松委員 経済的に不況に立っている中で中小企業なんかがね。だから中小企業に対する固定資産税なんかを減免するということが中小企業にとっては非常に助かることだよな。ただ、地方にとっては税収が減っちゃうわけだから。でもそういうところは、固定資産税の減免をするんだったら、きちんと国がそれを補填するということがないと、地方財政はそれこそ破綻しちゃうよな。

○吉田(千)委員 今久松委員さんがおっしゃっていただいた、国が中小企業に対してきちっと補填してくれるのかということところが、まあ、このところからちょっと。国がそこをね、ちゃんとやってくれるように、そこをお願いしているかどうかということになるのかなと、ちょっと思ったんです。

○篠塚委員 最初の方はですね、この意見書を提出する趣旨が書かれていると想像していただいて、意見書案がですね具体的な内容なんで。趣旨の方はあまりこだわらないです。内容を見ていただいて。企業だけではないんで。地方に関わっているすべての市民の方のことをすべて入っている中の特に見てくれよということを書いてあると思います。このまま提出していただければと思います。

○久松委員 意見書案を見ると篠塚委員の言われたように、意見書案を見るとわかりやすいと思うんだけど。2番のところでは地方交付税については、いろいろあっても大変なんだから、その総額を確保してほしいという1項目が入っているのが重要だと思うんだよね。それから5番目で、吉田(千)委員の話にも出て来るんだよ。固定資産税は、市町村にとって極めて重要な基幹税なんだよと。その見直しは絶対に認めないというふうに言っているわけだよ。そうすると中小企業に対する支援をするよといったみたいな

ことになっちゃうな。なあ。ところで、国は固定資産税の見直しをしようと言っているの。

○吉田(博)副委員長 やるよ。税制のあれは。だって消費税だってね、自民党の中だって、下げろとかそういう意見がある中だから。やっぱり税源に手を付けるという可能性も無きにしも有らずだから、先に手を打つというのはこれですよ。

○島岡委員 議論が生じることが想定されるようになってますから。想定しているだけで、まだ議論されてないですよ。消費税減税は今度の民主党なりなんなりがゼロにしろと。一元立法ですけれど。これは話出ているんですかね。

○久松委員 固定資産税の話は出てないと思うよ。

○吉田(博)副委員長 いや。そうでもないですよ。そうでもないです。出てるんです。それを察知したから、全国の議長会でそれはだめだよということで先手を打つということがこれなんだよ。そういう趣旨です。だまってたら地方自治体は壊されちゃうよ。国に。

○篠塚委員 とにかく全会一致で採択していただく方向で行かないと。これは全国の市議会です。採択しないところが出て来る前に、それはどうなんだろうと。国としてね。地方がまとまって、そこまで心配していないのかということになると思うので。こういう意見書は全員協議会の方で4分の3の賛成がなければ出せないことなんですけれども、そこは趣旨を理解していただいてですね、地方は地方に任せてくれと。地方の税収を大丈夫な部分はいじらないでくれとか書いてありますので、ぜひ理解していただいて採択していただければと思っております。

○久松委員 意見書案の中に、この趣旨の説明のところに書いてある、その中小企業対策は、まずは国の責任において歳出予算や国税でもって対応すべきであると。いうことを意見書の中に一言加えたいな。

○吉田(博)副委員長 久松委員。気持ちはわかるけど、これでいいだろうよ。俺もそう思うよ。入れたいと思うけど、この統一した意見書で上げた方がいいよ。これでいいでしょうよ。

○久松委員 わかった。

○島岡委員 私も先ほどそういうこと言いましたけれども、はっきり言って固定資産税というのは、財産を持っている人が土地なりなんなり払っているものでございます。いっぱい持っている人は、出来るだけ払いたくないなという、そういう気持ちも。払いたくないなというよりは減税してもらいたいなというのも裏には必ずあるというのは、それだけは思っています。

○久松委員 そうなんだよ。

○島岡委員 安くしていただければ、助かるという人はいっぱいいるという。それでも地方財政を支えるために、それはやむを得ないだろうなというそういう気持ちで。

○久松委員 だからこそ中小企業対策は国の責任でやるべきだろうということをやっぱり入れた方がいいよ。うん。

○篠塚委員 地方では、各地域によってですね、その中でも中小企業もあるし大企業もあるし。中小企業だけになると、全国展開となると本社がある地域もありますから、こ

これは全国規模で考えなければいけないことなので、あまり細かいところまで意見書を出すよりも全国を見て意見書を出して、土浦市としても同意するというだけでやっていただければと。その後のことは地方で考えるから任せてくれということだと思いますので。その辺の細かいところも出て来ると思うんですが、全体的なことを把握していただいて採択していただければと思います。

○久松委員 中小企業対策も全体的な問題だぞ。

○篠塚委員 地域によっては、大企業が多い本社とかありますので、地方によってはですね。中小企業だけではない。零細企業だけの地域もあるとか。ひとつの言葉に捉われちゃうと全体が薄くなってしまうこともあるので、その辺も加味していただければと思います。

○久松委員 いいでしょ。

○今野委員長 ご意見も出尽くしたようですので、それでは、内々で付託された意見書を採決いたします。本意見書を採択とする方は挙手を願います。

(吉田(博)副委員長, 久松委員, 吉田(千)委員, 海老原委員, 篠塚委員, 島岡委員)

○今野委員長 全会一致で採択いたしました。内々で付託された意見書は採択といたします。

○篠塚委員 いろいろご意見が出たので、もし土浦市独自で同じように意見書を出せますので、経済対策なりなんなりを土浦市議会でするのであれば提案というのもひとつの方法だと思いますので、これはこれとして出すのはあると思いますので。

○吉田(博)副委員長 これでいい。あれもこれも作ってなんていうことを言うなよ。

○今野委員長 ただいま、採択いただいた意見書に対して、提出する意見書案文に関しては原文のとおり、採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 これで付託されました請願・陳情書、意見書等の審査は以上になります。この後、協議事項(1)議案の審査に入ります。暫時休憩といたします。

(午後1時47分 休憩)

(午後1時59分 再開)

○今野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第52号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○今野人事課長 議案書の1ページ土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明いたします。説明の方は委員会資料で説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられましたことを踏まえ、防疫作業に係る手当の追加をするため、土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行うものでございます。2番の主な制定内容でございますが、まず、(1)にありますとおり、支給対象となる作業は、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するため、緊急に行われた措置に係る作業になります。どのような作業が想定されている

かといいますと、3番の想定される業務をご覧いただきたいと思います。感染症の疑いがある者の移送する業務で、例えば消防本部は、患者等の移送。健康増進課では、検査センターへの移送などが想定されております。2番の(2)へお戻り願います。手当の支給額につきましては、国と同様に1日につき3,000円です。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触したり、長時間にわたり接して作業を行う場合は1日につき4,000円を支給いたします。4番の施行期日につきましては、施行日は公布の日からとし、適用日につきましては、令和2年8月1日からと遡及して適用いたします。説明は以上でございます。

○**今野委員長** なにかご質問がございますか。

○**海老原委員** これはコロナ対策感染者の疑い。インフルエンザかかった人も最初同じような症状だって言うんだけど。例えば消防本部がね、どっちかわからない人を運んだと。結果的にインフルエンザの人は手当は出ないけれど、コロナだったら出るということなのかな。

○**今野人事課長** 結果として陽性ということが判明した場合には、こちらのこの手当の中に検討したいと思います。

○**海老原委員** インフルエンザは出ないということで。

○**今野人事課長** 委員おっしゃるとおりでございます。

○**島岡委員** この文章だと、疑いのある者をと書いてあるけれど。陽性プラス疑いのある者という感じがするんだけど。これはどうなんですか。

○**今野人事課長** PCR検査とか、搬送の場合。医師会から疑いがあるので検査の方へ連れて行ってくれとか。そういったことがありますので。あるいは、陽性の疑いのある者を検査の施設の方へ運んだりとか、そういう作業も含まれておりますので、このような表現にさせていただいております。

○**島岡委員** 今の話では、陽性にならないと入らないと。陽性にならないと、と聞こえたんだけど。違いますか。

○**今野人事課長** 医師会の方から疑いのある者でこういう患者を搬送願いますと。そういう話があった場合は、運ぶということになります。

○**島岡委員** 陽性じゃなくてもね。

○**今野人事課長** はい。そのとおりでございます。

○**吉田(博)副委員長** さっきと違うだろうよ。

○**吉田(千)委員** 同じ質問なんですけれども。その想定される業務の中に。感染者または感染の疑いがある者の移送業務。あくまでもその移送する時に、移送したということについての、これは1日につき3,000円出ますよといったから。結果によって陽性だったか、陽性でないのか。あるいはインフルだったとか。そういうことではなくて移送業務に関することなので、これが出るという認識でいいのかどうかを改めてお伺いいたします。

○**今野人事課長** まずは、1つ想定されているのが、消防本部の方で保健所との協定を結んでおりますので、その中で移送した場合と。2つ目が医師会から健康増進課が委託

を受けて検査場の方へ移送する場合と。3つ目として、結果として陽性だったということが出た場合。ですから移送業務の時はまだわからないと。移送した後、検査した結果。例えば、病院の方へ行って、病院から検査場へ行って、その時に運んだ場合が陽性だったという場合は該当する。

○久松委員 何だかよくわからないな。

○吉田(博)副委員長 言ってることが違うだろう。

○篠塚委員 想定業務と。具体的に消防では救急隊だろうし。PCR検査を土浦市貸与されていますよね車。あの運転手でしょうし。それに関連している人とか。ちょっとその具体的な想定している業種を言ってもらえるかな。じゃないと感染しているか出るとか出ないとか。インフルエンザだったら出ないとかという話だとわからないので。新型コロナウイルスに関連している搬送業務とかいろいろな業務に関しては出るんだということでもいいんだよね。それに関する業務は想定している業務はどうなんだ。ちょっと言ってくれる。

○今野人事課長 まず、消防の方ですが、消防は保健所の協定に基づいて移送した場合と。ということがまず1つあります。それから健康増進課につきましては、医師会の方から検査場の方へPCR検査を行うので移送してくださいという申し出があった患者につきまして、移送を行った場合が該当になるということでございます。

○篠塚委員 それは認めるのは。例えば人事課が認めた場合とか。その担当の消防だったら消防の方で認めた場合とか、健康増進課で認めた場合に出るといいのかな。

○今野人事課長 今、篠塚委員のおっしゃったとおり。消防、あるいは健康増進課の方でそういった事実が発生したということに基づきまして支給するものとなります。

○篠塚委員 支給するかしないかは、その場所で判断するというのでいいんですね。部署で判断するというので。

○鈴木消防長 今の救急隊の搬送の内容について、ちょっと補足させていただきます。感染症法21条で新型コロナウイルスも含めて、これは都道府県知事が移送する業務となっております。先ほど協定というお話をしましたが、しかしながら保健所の移送力は限界がありまして、その協定の中で、保健所で新型コロナウイルス感染症患者を移送することが現実的に難しい場合に救急隊の方で搬送するというような協定がございまして。その要件で考えられますのが119番時に新型コロナウイルスの陽性だったか、若しくは先ほど言ったその感染の疑いがあるかということで。感染症の疑いの要件について、やはり厚労省の方で示されておりまして、以前、武漢で37.5度とかあったと思いますが、37.5度以上の発熱プラス呼吸器症状等々を含めて、それ以外の感染症の疑いが少ないと、コロナが疑われる場合とかもろもろありまして、それペーパーで後でお示しいたしますが、その要件に合致した場合には保健所に引き継ぐことが大前提でございます。しかしながら救急患者がいるところで、保健所に引き継いで私どもが帰りまして、そのままというわけにはいきませんので、そこは協定にしたがいまして、保健所と調整をしながら消防機関の救急車で運ぶ場合も出て来ます。その部分について、今回移送業

務の協力ということで、こちらの手当を防疫作業手当として認めていただきたいというのが消防の救急業務に関する要件かとは思っております。

○久松委員 感染の疑いのある者を搬送するわけだから。結果は問わないんでしょ。結果、陽性か陰性だかというのは問わないだと思っただけけど。

○鈴木消防長 そこがインフルエンザとコロナが医師が診断する前の段階で判断するのは大変難しいところございまして、最終的にいろんな状況を考えまして、医師がPCR検査等を実施して陽性になった患者については、こちらで認められるかと思うんですが。その以前の段階にしますと、膨大な量。どこをどの線引きで感染が疑われるかということがございますので、先ほど言いました感染が疑われる患者の要件。これに関しては、厚生労働省に示された要件が妥当ではないかと思っておりますが。

○久松委員 要件が示されているんだ。

○鈴木消防長 はい。示されております。

○久松委員 内容については異議はないんだけど。消防と健康増進課で搬送する場合の防護体制。感染防護体制というのはしっかりできているんですか。

○本橋警防救急課長 救急隊に関しましては、いろいろな感染の疑いの度合いで大きければタイベックという服とN95マスクというマスクを装備して行きます。感染の度合いが低い時でも、すべてN95マスク上下の感染着を着装して行きます。ゴーグルとかしまして、患者さんに接触し医療機関に搬送するまでその格好で活動しております。

○久松委員 健康増進課もそういう体制は出来ているんですか。

○望月総務部長 健康増進課の搬送職員もですね。保健師になりますけれど。同じように防護服、マスク、手袋、ゴーグル、長靴といったものも用意をですね。完全な状態で搬送しますので、必ず一回搬送しましたら、全部脱ぎ捨ててですね。きちっと感染対策するという事になってございます。

○久松委員 防護服の着脱というのはなかなか難しい。訓練しないと難しいようなんだけど。その辺の訓練も出来ているんですか。

○望月総務部長 健康増進課の方に確認したんですが、必ず搬送する職員は2名程度で行くんですけど、戻った後に、脱がしてもらう。専門の職員がいるということで、訓練をしているということです。

○久松委員 万全な体制でね、やらないと。はい。わかりました。

○今野委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは採決いたします。議案第52号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第52号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第53号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○川上課税課長 議案第53号土浦市税条例の一部改正についてご説明をいたします。

改正の趣旨でございますけれども、地方税法の改正、それから新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策に伴いまして市税条例の改正が必要になったものでございます。詳細な説明は事前委員会の方で申し上げておりますので、議案の形式が第1条と第2条の2本立てになっておりますので、その構成も含めまして、説明の方は議案書で説明させていただきますのでよろしく願いいたします。議案書の7ページの方をお開き願いたいと思います。第1条の方でございますけれども、本年度中に施行となるものをまとめたものでございます。8ページの下の方でございます第2条でございますけれども、来年度に施行期日を迎えるものをまとめたものでございます。施行期日につきましては10ページからの付則で謳ってございます。改正の主なものを説明させていただきます。第1条関係でございます。第24条及び第34条の2です。所得税及び住民税におきまして、不平等感のあった寡婦控除につきまして結婚歴の有る無し。そして男女間の不公平感を無くすようひとり親控除に改正をするものでございます。次に中ほどにあります94条。たばこ税についてでございます。これまで重さに比例して課税をしてきました葉巻たばこでございますが、1グラム未満のものを本数課税に変更するという改正でございます。なお、0.7グラム未満の葉巻たばこについては、増税幅が大きいことから1年間軽減措置を取るものでございます。次の付則第3条の2及び付則第5条の2につきましては、市中金利の実状を踏まえ、その割合を引き下げるよう国税において見直しが行われたことを受けまして、地方税におきまして、還付加算。それから徴収猶予や納期限の延長があった税目のあった延滞金について年利を引き下げるものでございます。続きまして8ページをお願いいたします。付則第20条についてでございますが、こちらは全国的に空地、空家が増加していることを受けまして、土地の譲渡の推進を図るため一定の条件がございますけれども、個人所有の未利用地の譲渡について、長期譲渡所得から100万円まで控除することができる特例を創設するものでございます。追加する第35条の3の第1項。こちらの法律名が租税特別措置法でございます。そちらの法律を運用していくものでございます。続きましてゴシック体で書いてあります付則第23条の3についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置として、政府の自粛要請により中止になった文化芸術。それからスポーツイベント等の購入代金の払い戻しを受けることを辞退した場合。個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。次の付則第23条の4については、新型コロナウイルス感染症の影響により増改築等の遅れが生じ、期限内に入居が出来なかった方の住宅ローン控除を予定どおり入居できたとして控除を受けられる特例を定めるものでございます。続きまして、第2条の方の主なものを申し上げます。9ページでございます第31条、それから第48条。次の10ページの第50条、第52条につきましては、国税において採用されております連結の納税制度について企業グループが使いやすいように改定が行われたところがございますけれども、地方税においては連結納税制度はなじまないことから、引き続き国税での変更点が地方税に及ばないように、それぞれの条文におきまして、所要の改正を行っていくものでございます。最後に94条の但し書きの部分でございますけれども、先ほど第1条で改正をさせていただいた0.7グラム未満の葉巻たばこに緩和



する軽減措置を1年後の令和3年10月1日に削除をするような改正でございます。その他条項ずれなど法の改正に伴いまして、所要の改正をしていくものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 なにかご質問がございますか。

○久松委員 24条で寡夫をひとり親にすることだけ。今までは、寡夫の考え方は、結婚して、なんらかの事情で離婚してひとり親になったということ。そういう解釈なんですかね。

○川上課税課長 おっしゃるとおりでございます。

○久松委員 ひとり親というのは、結婚を前提としていない。

○川上課税課長 結婚はございません。

○久松委員 ないんだ。

○川上課税課長 はい。

○今野委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは採決いたします。議案第53号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決しました。総務市民委員会分の議案の審査は以上となります。次に、総務市民委員会分の協議事項(3)報告事項に入ります。執行部より説明願います。

○佐賀環境保全課長 本日別冊で付けさせていただきました土浦市環境白書令和元年度年次報告書でございます。こちらの方がまとまりましたので委員の皆様配布をさせていただいたものでございます。環境白書につきましては、本市の環境に係る骨格である環境基本条例や環境基本計画などの環境保全施策を耐久的に掲載してございます。環境基本計画で自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、人作りの5つの基本目標を定めておりますことから、白書におきましてもその基本目標ごとの環境施策の状況と環境に係る指標等を取りまとめているものでございます。昨年度、霞ヶ浦の水質等、数値の方につきましては、横ばいの状況でございました。また、啓発活動のメインとなってございます環境展でございますが、昨年10月12日に開催を予定しておりましたが、残念ながら台風19号の影響で中止とさせていただきます。今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で、不特定多数の方々が集まるということで中止とさせていただきます。なお、その他、環境教育につきましては、開催が可能なものについて、ウイルス対策の方をさせていただきます。既に再開しているところでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 なにかご質問がございますか。

○篠塚委員 この環境白書を受けてですね、今土浦市に環境関連条例というのが7条例出ておりますけれども、この条例の見直しをするような点とか意見は出ていたでしょう

か。環境基本条例から安全な飲料水の確保に関する条例までであると思うんですが。

○佐賀環境保全課長 今回の条例の中で、目次の方の3ページの方に資料編の方のところで条例の一覧がございます。9・10・11から15までの条例。こちらの7つございます。この中で11番の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例でございますが、今県の方で条例の改正を予定しているということで伺っております。その条例の内容についてはまだ示されていないというような状況でございますが、その条例改正に合わせて市の方の条例も改正を行う必要がある可能性があるというようなところでございまして、今現在では県の方の条例の改正待ちというような状況でございます。

○吉田（博）副委員長 課長さ、霞ヶ浦の水質のことなんだけれど。私も議員になってからずっと大体横ばいなんだよな。水質な。20年くらい横ばいなんだけれど。リンか窒素じゃなくてリンの含有率が霞ヶ浦って多いと思ったんだけれども、それが中々減らないというのがいつも叫ばれていたんだけれども。今はどういう状態ですか。リンの含有率というのは。

○佐賀環境保全課長 今回の環境白書。ページで言いますと27ページの方をご覧いただきたいと思います。折れ線グラフの方で示させていただいております。1番上がCOD。こちらが水質浄化のために酸素を必要とする量で示させていただいております。こちらが汚れの基準というふうなところで見ているところでございます。真ん中のものが窒素。1番下がリンというふうなものでございます。こちらは平成15年からのものとなっておりますけれども。一番悪化していた時期というのは昭和40年代から昭和50年代にかけてが数値が一番大きかったというふうなところでございます。その約半分くらいの数値で現在は推移しているというふうなところでございまして、目標としているところは、点線で示させていただいております環境基準というふうなところが、遊泳できるような基準というふうなところがございますので、これを目指しているというふうなところがございます。現状では、ここ平成で見ますと横ばいというふうな状況が続いているというふうなところがございます。

○吉田（博）副委員長 なかなかまだ泳げないな。これじゃな。はい。わかりました。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に、令和2年度秋季点検についての説明を願います。

○本橋警防救急課長 令和2年度秋季点検についてご報告いたします。54ページをご覧ください。令和2年度秋季点検を下記のとおり実施したいと思っております。今年度の秋季点検は新型コロナウイルス感染防止を考慮いたしまして、参加消防団員数を各分団4名に制限し、さらに密を避けるため2メートルの間隔を設け実施いたします。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、秋季点検を中止する場合がありますので、ご了承お願いいたします。開催日時は令和2年11月15日日曜日8時30分で、場所は土浦市田中町、消防本部の訓練場となります。また、来賓といたしまして総務市民委員の皆様には後日案内状をお送りさせていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いたします。

○**今野委員長** なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** その他、総務市民委員会分として執行部から何かございますか。

○**渡辺環境衛生課長** 昨日の予算決算委員会におきましてお話させていただきました、つくば市のごみ収集業者の不正疑惑の案件についてでございます。昨日土浦市においても調査を進めて行くのご説明いたしましたが、今後の本市の具体的な対応方針といたしましては、大きく4つ考えております。まず、1つ目には昨日もお話しましたが、事実確認を行うべくデータを取りまとめて、当該事業者を来庁させ聞き取り調査を実施します。2つ目に当該事業者と同様につくば市の家庭系ごみの収集運搬を現在受託しております、なおかつ、土浦市の一般廃棄物の収集運搬の許可をもって、土浦市内で事業所のごみの収集運搬を行っている同様の業者についても聞き取りの方を行います。こちらは対象する業者4社となっております。3つ目にさらに土浦市ですご家庭系ごみの収集運搬を受託している土浦地区8業者。新治地区2業者。計10業者についても確認の方を実施いたします。4つ目に現場レベルといたしましては、家庭系ごみの委託業者が土浦市の清掃センターに搬入を行う際に不正防止対策といたしまして、現在は誘導等を行っている作業員がごみのピットに投入を行う際の監視の強化等を行うことをしていきます。引続き調査の方を進めまして、つくば市からの調査結果の提供。それから近隣市町村との情報共有を図っていきまして適切に対処の方をしていきたいと思っております。調査が進みましたら、また、ご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○**今野委員長** 何かご質問ございますか。

○**吉田(博)副委員長** 今の渡辺課長のあれで、土浦市と契約している土浦地区8業者、新治2業者の10業者ともヒアリングとかやるということは大変結構だと思います。そういったことがあっての予防とかね、警告とか、そういう意識のことを考えても業者に対してもよろしいかと思っておりますので、きっちりそれはやっていただきたい。

○**今野委員長** その他、執行部から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 総務市民委員会分として委員の皆様から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** これで総務市民委員会に付託されました審査は以上になります。この後、予算決算委員会分科会の協議事項(4)議案の審査に入ります。暫時休憩といたします。

(午後2時32分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○**今野委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。予算決算委員会分科会の審査となります。議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)歳出中第1款(議会費)、第2款(総務費)、第8款(消防費)を議題といたします。執行部より項目ごとに区切って順次説明願います。まず、第1款議会費から説明願います。

○**天貝議会事務局次長** 議案書は30ページになります。総務市民委員会資料は28ペ

ージになります。議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）の議会費でございます。1番の事業名は議会ICT化推進事業です。2番の補正の理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、議会機能を維持するためには、議会内で万が一感染者が出てしまった場合には、それ以上拡大させないことが不可欠であります。そのためには議員が一堂に会する会議等を減らすことが肝要であることから、タブレット端末を導入し離れた場所でオンラインによる会議等ができる環境を早急に整備するため議会費を増額補正するものでございます。3番の事業内容です。導入する機器は、高いセキュリティー性を持つアップル社のiPad Proでございます。事務局用を含めまして合計27台を導入するもので、付属品のデジタルペン及びカバー付きキーボードの購入を計画するものでございます。（2）の導入するシステムはクラウドを利用したペーパーレス会議システムを予定してございます。次に4番の補正予算額ですが、今年度は初年度ということでインシヤルコストとランニングコストがございまして、報償費は導入するシステムの講習会3回分の費用27万3,000円で、需用費消耗品費はデジタルペンやキーボード等の付属品の購入費用112万6,000円です。役務費につきましては、インターネットの月々の基本使用料等に係る通信運搬費。12月からの4か月分と手数料で、この手数料は事務手数料のほか、端末及びシステムの初期設定費用でございます。使用料及び賃借料はシステムの月々の使用料4か月分、備品購入費はタブレット端末27台分の購入費用363万6,000円でございます。合計661万1,000円を増額補正するものでございます。なお、資料の当初予算の欄がゼロ円と記載してございますけれども、こちらはこの議会ICT化推進事業が新規の事業であるためのものでございます。5番のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。

○今野委員長 何かご質問ございますか。

○久松委員 これペーパーレスはどこまでやるつもりなの。

○天貝議会事務局次長 その辺のルール作りにつきましては、これから納品されるまでの間。10月から11月にかけて議会運営委員会の方でルール作りを策定してまいりたいと考えてございます。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に、第2款総務費第1項総務管理費第5目広報広聴費を説明願います。

○北島広報広聴課長 29ページをお願いいたします。広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明をさせていただきます。自転車のまち土浦おためしWEEKと題したテレワーク移住体験ツアーの実施に係る補正予算でございます。2番の補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークが広がりを見せておりまして、移住への関心が高まっておりますことから地方への移住に関心のある方に、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力や充実した福祉、教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらうことで本市が選ばれるまちとなるよう実施するものでございます。3番の補正予算の額でござい

ますが、歳出549万8,000円の補正予算をお願いするもので、内訳は下の表にございますとおり、謝礼やチラシ・ポスターの印刷費用、広告料などのほか、12節委託料が予算額の主なものになってございます。4番の事業の概要でございますが、来年2月のひな祭りシーズンに合わせ、2回に分けて実施する予定でございまして、水曜から土曜の4日間。3泊4日となりますが、土浦駅直結の自転車と一緒に泊まれるホテル。星野リゾートBEB5土浦に滞在してもらいまして、テレワークをしながら、土浦市で自転車を活用した生活体験をしてもらいたいと考えております。対象は今後住宅購入や移住又は二拠点生活を検討している県外居住者で、募集人数は5組を2回実施で合計10組。参加料は大人1人当たり1万円にしたいと考えてございます。次ページをお願いいたします。この事業は県が実施するテレワーク移住促進キャンペーンに合わせて実施するものでございまして、事前委員会では県が新たに創設した補助メニューの方に現在応募していることをご説明させていただいたところでございます。そうしましたところ先だって県から内示が土浦市の方に内示が出ましたというような旨の連絡をいただきまして、事業費の2分の1の補助がいただける見通しとなりましたので、こちらについては12月議会において財源更正をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。今後は県と連携しながら事業の積極的なPRを図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○**今野委員長** 何かご質問ございますか。

○**吉田(博)副委員長** 今日新聞出てたよな。

○**北島広報広聴課長** はい。読売の方に出ておりました。

○**篠塚委員** この事業を踏まえて、今後同じような事業展開をしていくことを考えているでしょうか。

○**北島広報広聴課長** 今回、コロナ対策事業ということもございまして、実施日が寒い季節といいますか、ひな祭りに合わせた2月の開催ということもございまして、今回の結果も踏まえまして次年度以降も温かいシーズンなどに引き続きこの事業も実施できたらとは考えてございます。

○**篠塚委員** もちろんこの事業に対するアンケートなりデータを取って行って、今後の移住促進に努めていくというのが最終目的になるということによろしいのかな。

○**北島広報広聴課長** はい。

○**海老原委員** 3泊4日という前提なんだけれど、例えば2泊3日でもOKなのかどうか1点。もう1点、毎回5組ということなんだけれど。5組超えた場合かな。5組超えた場合は、先着順なのか抽選なのか、その2点。

○**北島広報広聴課長** まず、10組を超えた場合でございましてけれども、こちらちょっといろいろ制度の検討をございまして、抽選にするか先着順にするか、こちらちょっとまだ検討中でございます。それから3泊4日がベースとなっておりますが、土曜日までといたしましたのは、ぜひ後は実費です。こちら来られた方に1泊延長していただいてナショナルサイクルルートといいますか、りんりんロードなども走っていただいて地元にお金も落とすというふうに考えてございます。

○海老原委員 2泊3日ではだめなのかな。

○北島広報広聴課長 基本は3泊4日ということで募集をかけたいと思います。

○島岡委員 3泊4日で1万円というのは、すごく魅力的でお安くて、行ってみたいと思う人はいっぱいいると思うんですけど。対象となる住宅購入及び移住、二拠点計画を検討しているところを、やはり本当に検討している人と、全く検討していない人がいると思うんですけど。検討しているのをどうやって見分けるかっていうのはすごく難しいかと思うんですけど。どっか縛りとか設けなくてよろしいんですかね。その。例えば家が2つも3つもある人に来ていただいても、きっと買わないだろうしとか。

○北島広報広聴課長 特に今回二拠点生活ということで、平日は都内に住まれている方でも休日は土浦に来てアクティビティなどを楽しむといった方も対象としておりますので、中々その辺の判別というのは難しいところかと思っております。特に今回テレワークということもありますので、そちらについては、例えば勤務地の証明書。勤務の証明書。テレワークの許可書などのようなものを提示してもらおうとか、そういった部分では一定の基準を設けたいと思っております。移住するかと本当に考えている部分についてはですね、ぜひまずはこちらのメニューに体験していただいて、その間に移住のヒアリングとあと相談会なども実施したいと考えておりますので、その3泊4日の中で魅力を感じていただきたいと感じております。

○島岡委員 ぜひ、よろしくお願ひしますとともに、例えば、今回は10組ですけど、PRの段階で来てくれるのは10組ですけど、もっと広くこういうことを土浦はやっているんですよというのを、移住していただけるような地域の皆さんに広報活動をしていただければいいのかなと思いますけど、その辺も含めてよろしくお願ひしたいなと思います。

○北島広報広聴課長 県のテレワーク移住促進キャンペーンの中でも、10月にはテレワーク移住の特設サイトを立ち上げるということですので、そちらの方でPRを図っていくほか、事業の方でも県外の常陽銀行さんに設置されておりますデジタルサイネージなども活用してですねPRの方を図ってまいりたいと考えております。

○島岡委員 その二拠点というところで、拠点をその、今回マンションが沢山出来るといこともございますので、その辺なんかのPRなんかもしたら。いま那須の方の実は那須の土地を買いだいたいなんですけどという人が1人来たんですけど。それなりの場所がないと二拠点の二にならないような気がしますので、マンションなどまだ、結構売れ残っていますので、その辺もぜひPRしていただきたいなという感じで、よろしくお願ひいたします。

○北島広報広聴課長 貴重なご意見ありがとうございます。ご参考とさせていただきます。

○吉田(千)委員 この募集はどのようにかけていくのか。その募集についてお伺ひいたします。

○北島広報広聴課長 先ほど申しました、県のテレワーク促進キャンペーンの中で、積極的に募集をかけていくほかですね。ホームページが10月に立ち上がるということで

すので、11月くらいに募集を開始出来ればというふうに考えております。また、事業の方をですね、旅行会社の方に委託を想定してございまして、例えば近畿日本ツーリストとか、JTBさんとか、そういった会社のところでPR募集の方もお願いしたいと考えております。

○吉田(千)委員 とても、先ほどもありましたように参加料がとてもリーズナブルというか安いことで、出来るから募集をかけることによって、かなり来ていただけるのかなというふうに思います。この事業が本当に次の移住というところ、二拠点の生活にしっかりとつながるように、様々取り組んでいただきたいと思います。先ほどのやはり、あの、アンケート調査の内容がとても重要になってくるのではないかと思います。本市の魅力がどう伝わっていくのか、その辺が引き出せる。引き出せるというかわかっただけのような、次へのつなげられるような、そういったアンケートになることを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○北島広報広聴課長 ありがとうございます。そのような形で進めさせていただきます。

○今野委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、第9目企画費を説明願ひます。

○佐々木政策企画課長 9目の企画費について説明させていただきます。委員会資料31ページをご覧くださいまして、そちらで説明の方をさせていただきます。今回ですね企画費で予算を計上させていただきました事業はガバメントクラウドファンディングによる高齢者施設支援プロジェクトの実施に係る予算の計上でございます。1の概要をご覧くださいまして、コロナの感染防止施策といたしまして、高齢者施設に非接触型体温計を配布するために、その資金をですねガバメントクラウドファンディング。ふるさと納税寄付型クラウドファンディングによりですね募るものでございます。資料のその下の②をご覧くださいまして、市内に所在する213の高齢者施設から希望を募ってですね非接触型体温計を配布いたしたいというものでございます。その下の3のですね③④⑤をご覧くださいまして、寄付の受付期間につきましては3カ月でございます。目標金額は100万円と。受付サイトについては、クラウドファンディングで最も実績がありますふるさとチョイスといたしたいというものでございます。4の予算措置でございますが、2行目の歳出をご覧くださいまして、寄付額の100万円につきましては、すべて体温計の購入へ充てたいと。その他、ふるさとチョイスへ支払手数料として8万5,000円と。アマビエデザインのシールの制作料。3万円を計上させていただいたものでございます。

○今野委員長 何かご質問ございせんか。

○海老原委員 これクラウドファンディングは、もう始まっているのかな。

○佐々木政策企画課長 先日の臨時会でですね、このクラウドファンディングを使って障害者施設へ配布いたしたいということで、同じく100万円ということで始めさせていただきました。そちら7月20日からですね始めさせていただきました。そちら今現在85万集まっております、ほぼほぼゴールが見えたということで、第2弾としてで

すね高齢者施設へ配布いたしたいということで、新たに始めるものでございます。

○海老原委員 集まってくるだろうという100万円はね、集まってくるだろうけれど、それを越えた時は。金額が越えた時はどうする予定ですか。

○佐々木政策企画課長 基本的にこのガバメントクラウドについては、100万を超えた場合ですね。100万で打ち切りという形でございます。その場合は通常の寄付の方にですね、移り変えるといえますか。そういう措置の方を取らせていただくような形でございます。

○篠塚委員 缶バッジを贈呈ということなのですが、LINEスタンプでつちまる君のアマビエバージョンがありますよね。あれもLINEで50ポイントで購入している。そういうのも一緒にやるということは出来ないんですか。お礼として渡すとか、また、LINEポイントで買ってもらったお金は今どこに行っているのかな。ちょっと余談になっちゃうんだけど。

○北島広報広聴課長 LINEのスタンプの販売は広報広聴課の方で行ってございまして、取り扱い手数料とかを抜いた形で約3割くらいしか入ってこないんですけれども、市の歳入の方に入ってございます。

○篠塚委員 あのLINEのスタンプって、もう大人から子供まで全部使っているようなところなんで、つちまる君のPRもできるし、なおかつお礼もして、都市計画クラウドファンディングが集まるのではないかということもあるので、まあ、1つの提案として考えていただければと思います。

○佐々木政策企画課長 今ご提案いただきました、担当である広報の方とですね、ちょっと調整してみたいと思います。ご提案の方ありがとうございます。

○今野委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、第10目事務管理費を説明願います。

○佐々木政策企画課長 1枚おめくりいただきまして、32ページをご覧いただきまして、こちら10目の事務管理費の経費でございます。こちらの事業につきましては、事務処理用ソフトの購入でございまして、1の概要をご覧いただきまして、概要といたしましては、コロナウイルスの感染拡大の終息しない中、当初から本市では各課へ配布を予定したインターネットタブレットがございまして、こちらにですねワードですとかエクセルとかが入った事務処理用ソフト。こちらを購入いたしまして、搭載することでオンライン会議を円滑に進められる環境を整えて、市の内部会議などにおいても、このオンライン会議の推進を図りたいと、そういったものでございます。2の対象でございますが、通常内部の会議でございますと各課の課長が主に出席するというので、課長が主に使用するタブレットへ搭載いたしたいと考えてございます。3の導入費用といたしましては、50人分の権利とライセンスということで、課長の分ですねライセンス。そちらを購入したいというものでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 何かご質問ございますか。

○篠塚委員 議会の方もタブレットを購入していくんですが、今執行部の方でオンライ



ン会議をやっている話を聞いたんですが、課長も含めて全部で進めて行くということなんで、オンライン会議とか。それからペーパーレスを図っていくのはどのくらいの日程で、想定でいつごろから始めて徐々にやっていくかというのは決まっていますか。

○佐々木政策企画課長 先ほど議会事務局の方から話がありましたけれども、今回議会の方で、揃えるタブレットとですね、一応整合性といいますか、くっつける状況で今考えているところでございます。その上で我々の方は、今先行して会議ですとか、そういうのをやっているところでございますが、それと合わせてですね、こちらの動きと合わせて、そのペーパーレス化等々を検討して行きたいと考えておるところでございます。

○篠塚委員 そうすると、本格的導入は同時に出来るような形にしていくということですか。

○佐々木政策企画課長 システム上は議会のタブレットと整合が図れるような形で進めて来ております。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、第24目財政調整基金費及び第28目公共施設等総合管理基金費については、関連がありますので一括して説明願います。

○山口財政課長 33ページ、34ページをお願いいたします。ともに一般会計補正予算で基金への積立でございまして、関連がございますので続けて説明の方をさせていただきます。まず、33ページをお願いいたします。財政調整基金への積立でございまして。まず今回の積立の理由でございまして、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1以上の金額を積み立て、または繰上償還しなければならないとされております。このようなことから新型コロナウイルスの影響によりまして、市税等の減収も予想され、コロナの第3波、第4波への対応など、今後財源不足も見込まれますことから、今回は純剰余金の半分を財政調整基金へ積立をするものでございます。2番の補正予算額をご覧いただきたいと思っております。算定式にもございますように、令和元年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支から、令和2年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額を差し引いた実質収支につきましては、14億1,144万7,000円となります。この実質収支の2分の1、7億572万4,000円を財政調整基金に積立をするものでございます。なお、当初予算に1,000円計上してございますので、今回の補正額は7億572万3,000円となるものでございます。3番の財政調整基金の額でございますけれども、今回の積立分を加えますと合計で68億7,243万7,000円となるところでございます。続きまして34ページをお願いいたします。決算上の剰余金を活用いたしまして、老朽化した公共施設、インフラ等の改修更新に備えるため、公共施設等総合管理基金に。また、上大津地区の適正配置、大規模改修、非構造部材の耐震化など学校設備に多額の費用が見込まれますことから市立学校整備基金にそれぞれ積立を行うものでございます。算定式の2段目をご覧いただきたいと思っております。先ほど説明をいたしました実質収支から財政調整基金への積立額。今年度の補正予算等の財源として充当した額を差し引いた残額は、4億9,316万

1,000円となります。このうち3億円を公共施設等総合管理基金に。1億9,316万1,000円を市立学校施設整備基金に積立てるものでございます。なお、私立学校施設整備基金につきましては、教育委員会の方の予算となりますので、文教厚生委員会の方で審議をされることとなります。3番の基金の額でございますけれども、今回の補正予算分を含めた合計額は1番右側に記載してございますように、公共施設等総合管理基金は7億5,000万1,000円。市立学校施設整備基金は3億4,397万円となるものでございます。説明につきましては以上でございます。

○**今野委員長** 何かご質問ございますか。

○**吉田(博)副委員長** 課長さ。今回のこのコロナの関係で、令和2年度の予算は未執行額がこれから出て来るんだよな。12月とかその辺になると、大体、このくらいの未執行額があるなというのがだんだん計算されてくるんだよな。来年度の予算の編成と同時にそれをやらなくてはいけないんだけど、端的に言って議会だって政務活動費をみんなほとんど使っていないし、委員会費も使っていない。これも未執行額と同じで来年に持ち越される。この未執行額をどうするかという考え方はどうなのかなというのが、ちょっとあるんだ。どういうふうに執行部は思っているのか。

○**山口財政課長** 吉田(博)副委員長のご質問にありましたように、未執行額につきましては今現在調査をかけているところでございまして、まあ、数千万円ほど出るだろうと。今予測をしているところでございます。この金額に関しましては、予算を組み替えるなり、あるいは執行ゼロとしまして、補正減をして基金に積立てるなり、今後したいと考えております。

○**吉田(博)副委員長** そうだよな。そういう使い方しかないだろうよな。花火だって当初予算6,500万とかあったの使わないんだから、億からの金は。なるだろう未執行額。

○**山口財政課長** ちょっと難しいところは、実行委員会に補助金として、もう既に出してしまっているものもございまして、そのお金を返していただくには精算という行為も必要になりますから、そうなりますと3月までその金額が返ってこないというようなこともございまして、今現在はまだ数千万円程度かなと見込んでいるところでございます。

○**吉田(博)副委員長** はい。了解。次年度に繰り越したやつは、地方債の償還繰上なんかにも充てるんだけど、今土浦で借りている金で一番金利が高いのというのは何パーセントくらいだ。あるか資料。

○**山口財政課長** ただ今ちょっと、今何パーセントなのか、ちょっと資料がないんですけども。高い金利のものにつきましては、優先的に繰上償還。実はしてございまして、今現在は当時の、当時といたしますか、バブル期といたしますか。そのころの高い金利というのはほとんど返し終えてございまして、今現在は低金利時代に借りたものがほとんどということになります。

○**吉田(博)副委員長** 土浦市は相当バブルの頃の高金利のやつでさ、あれで頭痛めっちゃって。どんどん繰上償還はしてたんだけど、もうそれは無くなったか。ああよか

った。はい。

○久松委員 この34ページの資料がちょっとわからないんだけど。4億9,316万1,000円のうち、3億を公共施設管理基金に。1億9,300万を市立学校施設整備基金に。一番下の基金の額の箱に入って来るんでしょ。これ。

○山口財政課長 こちら3番の基金の額の欄でございますけれども。公共施設等総合管理基金につきましては、2番のところに箱があるかと思うんですけれども、当初予算で1億5,000万円ほど積むような予定でございましたので、プラス3億円ということで、今回補正後の額が4億5,000万1,000円となりますので、積立ての予定額が4億5,000万1,000円ということでございます。

○久松委員 わかりました。了解です。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費を説明願います。

○佐野市民課長 令和2年度土浦市一般会計補正(第8回)予算(案)につきましてご説明させていただきます。議案書は31ページ。委員会資料につきましては、35ページでございます。説明につきましては、議案書の方によりご説明をさせていただきます。議案書は31ページをお願いいたします。31ページの中段第3項第1目戸籍住民基本台帳費でございます。今回の補正は国外転出者によりますマイナンバーカード等の利用の実現を図る事を目的といたしまして、デジタル手続法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムに対して、既存のシステムと住民基本台帳ネットワークシステム。コミュニケーションサーバを連携するためのシステムの整備を図るとともに、それぞれのシステムに機能の追加等を実施するもので、このうち住民基本台帳システムの改修に係る経費につきまして増額補正をお願いするものです。戸籍住民基本台帳費の当初の予算額2億4,418万8,000円に、今回増額補正をお願いいたします住民基本台帳システム改修業務委託料といたしまして606万1,000円を追加いたしまして、総額を2億5,024万9,000円とするものであります。なお、今回増額補正をお願いいたします委託料につきましては、全額国からの補助金となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 何かご質問ございますか。

○海老原委員 システム改修の委託先はどちらですか。

○佐野市民課長 システムの方の管理を委託しております茨城計算センターでございます。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、第8款消防費第1項消防費第1目常備消防費を説明願います。

○本橋警防救急課長 令和2年度土浦市一般会計第8回補正予算の事業名常備消防警防救急事業についてご説明いたします。資料の36ページをご覧ください。1番、補正の理

由ですが、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴いまして、救急車や救急資器材並びに感染した職員が使用した居室等の除染装置の購入及び、今後使用増加が見込まれる感染防止資器材を購入するための増額補正をするものです。2番、補正額ですが、第1目常備消防費で補正前の予算額が16億2,936万4,000円。補正額が207万1,000円。補正後の予算額が16億3,143万5,000円となり、増額補正するものでございます。購入資器材に関しましては感染防止資器材86万1,000円とオゾンガス式除染装置121万円となります。3番、財源は国県支出金が186万4,000円。一般財源が20万7,000円での対応となり、国県支出金は新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金となります。続きまして37ページをご覧ください。1番目がオゾンガス除染装置でございます。オゾンガスにより細菌やウイルス等を不活性化し、除染する装置で、密閉された救急車内や居室において、あらかじめオゾン濃度を設定しオゾンガスを燻蒸。居室等が設定された環境濃度になると自動的に停止し、ウイルス等を除染する装置でございます。同一の資器材ではないのですが、ダイヤモンドプリンセス号にも除染時に使用されております。2番目が感染防止資器材でございます。救急出場時に使用する資器材で感染着の上が400着。下が200着。N95マスクが400枚。グローブが400双。シューズカバー500足。ゴーグル50個。タイベック20着。へパフィルター50個を補正にて購入を希望いたします。左写真の上が感染防御上下、サージカルマスク、グローブ、シューズカバー等を装着している救急隊員でございます。右上の写真がタイベック。左下がN95マスクで、より感染の強い傷病者の救急出場に使用しております。右下には、へパフィルターといいまして、人工呼吸を行う時に装着して使用するもので、エアロゾルの発生を防止する器具でございます。説明は、以上です。

○**今野委員長** 何かご質問ございますか。

○**吉田(博)副委員長** これ金足んなくないか。こんなん。桁が1個違うんじゃないか。これ。

○**本橋警防救急課長** おっしゃったとおりなんですけど、消防本部では新型感染症対策としまして平成29年、30年と感染防止資器材を備蓄いたしまして、一定の時期を経過したものから、通常救急業務に使用しております。現在の備蓄数ですが、感染着の上が1,800。下が730。N95が1,800とグローブが300双とあります。今回の新型コロナウイルス感染症の疑いの救急出場に関しまして、通常の資器材に加えまして、備蓄した資器材を使用しているところです。特に2月から4月の2カ月間は新型コロナウイルスに対する情報が乏しく、感染を疑う事案に資器材すべて廃棄していましたが、5月から、5月以降になりましたら新型コロナウイルスに関するプラスチック、ステンレス、紙の上では72時間しか生存しないなどの情報が入りました。そのことをしますと、今回の補正で補正する数で対応可能と考えております。

○**吉田(博)副委員長** 消防はさ、医療従事者に匹敵するくらいの業務を行っているところなんだよな。これ川村公室長。ちゃんと市長に言って一般財源から20万くらい出すようなことではしょうがないと。桁が違ふと。ちゃんと言っとけ。ダメだよこのくら

いの金でやってたんでは。一番危ない業務なんだから。

○川村市長公室長 おっしゃることわかりますけれど。消防の方の要求に応じて、応じた額を査定しておりますので、それは市長も重々わかっているかと思います。ただ、副委員長がおっしゃるように、そういう危険を伴う業務についているということで、もちろん私どもも注意はしております。

○吉田（博）副委員長 消防長聞いたか今。

○鈴木消防長 コロナの感染拡大等の状況を考えまして、必要に応じて要望してまいりたいと思います。

○吉田（博）副委員長 消防長は隊員を守る立場にあるんだから。

○鈴木消防長 はい。わかりました。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に、第8款消防費第1項消防費第3目消防施設費を説明願います。

○檜山消防総務課長 議案書では33ページになりますが、本日は委員会資料でご説明いたします。38ページをお願いします。議案第56号令和2年度土浦市一般会計第8回補正予算消防施設関係事業についてご説明いたします。1番、補正の理由につきましては、消防本部庁舎の位置する田中町は、前洪水ハザードマップでは、1から2メートル未満の浸水地域でありましたが、国の改正により、平成30年に本市が作成したハザードマップでは3から5メートル未満の浸水地域となりました。このことにより、大規模な洪水が発生した際に庁舎の1階部分は浸水することとなります。対策としまして、消防本部庁舎1階に設置している通信設備等を3階に移設することにより、消防本部の指揮命令系統が持続可能となることから、通信設備等の移設費用の増額補正をお願いするものでございます。次に、なぜ補正で提出することになったかという経緯につきましては、近年全国で風水害が多発していることに伴い、従来、水害については対象外の緊急防災・減災事業債が今年度内に事業を着工したものに限り認められるとの通知が本年1月に国から県に届き、さらに当消防本部へ県から話がまいったのが、今年の2月中旬でしたので、当初予算の計上には間に合わなかったこと。さらに、設計見積に期間を要したことから本議会への補正提出となったものでございます。次に2番、移設機器の内容につきましては、3点ほどございます。39ページをお願いいたします。1点目は、いばらき指令センター関連機器で、指令センターと消防本部間における情報を共有する機器でございます。2点目は、茨城県防災システムで県内各地の気象情報や災害情報等を受信するシステムでございます。3点目は、気象観測装置で土浦市内の風向風速、気圧、気温湿度、降水量を計測記録し各システムに情報を送出する装置でございます。恐れ入りますが38ページにお戻りください。3番、歳出の補正額につきましては、3目消防施設費14節工事請負費に1、424万5,000円の増額補正をお願いするもので、補正前1億1,792万1,000円に対し、補正後は1億3,216万6,000円でございます。4番、最後に、財源でございますが、本事業は緊急防災・減災事業債を活用できまして、こちらは、充当率100パーセントで、内容につきましては、交

付税措置で7割戻り、市町村負担は3割で全額起債対象となります。ただし、10万円未満の金額につきましては、対象外とされておりますので、4万5,000円は一般財源からの歳出でございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** 何かご質問ございますか。

○**篠塚委員** これ予算が通ってからの設置までのスケジュールはどうなっていますか。入札から工事始まると思うんですけど。教えていただければ。

○**檜山消防総務課長** 私どももなるべく早く工事はやっていただきたいと思っておりますが、現在も9月からはちょうど秋の長雨とか台風シーズンになりますので、その時は、先ほど申し上げました気象観測装置が重要な役割をすることになりますので、11月。契約は議会がとおった後、早めに行うんですが、工事の方は大体11月頃を予定しております。

○**島岡委員** 事前の委員会の時もあれしたんですけど。3から5メートルの浸水ということになりますと、当然通信機器以外にも、そういうので影響が出てしまうのが出て来るのかなと思うんですけど。例えば、あそこに給油設備がありますよね。給油設備なんかはまったく影響はないんですか。3から5メートル被ってですね。

○**檜山消防総務課長** 島岡委員のおっしゃるとおり給油設備はですね、通常の水害では問題ないんですが、上に通気口というのがございまして、それを超える水位になると。ひょっとすると地下タンクがダメになる可能性もあるんですが、結構高さがありますので、はい。

○**島岡委員** それ、ちょっと心配だったんですけど。大体2メートル50か3メートルくらいですもんね。それを伸ばすわけにはいかないですかね。まあ、今のところ何mだけ計ってませんか。

○**檜山消防総務課長** ちょっと申し訳ありません。高さの方は把握してないんですが。

○**島岡委員** せっかくの機会ですから通信設備だけではなくて、そこに人がいるわけですから。その他の周りのことも一回見直してみた方がいいんじゃないのかなと私思っちゃったんですけどね。お水の件とか。貯水槽とかですね。

○**檜山消防総務課長** ただいまの島岡委員の意見を受けまして、先月末日で災害時の事業継続計画というのをまとめるんですが。これとさらに今おっしゃられた水関係とか、燃料関係についてもこれから早急に調査してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○**今野委員長** その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算について、賛成とする方は、挙手を願います。

(吉田(博)副委員長, 久松委員, 吉田(千)委員, 海老原委員, 篠塚委員, 島岡委員)

○**今野委員長** 全会一致で賛成ということに決まりました。反対する委員はおりませんでした。予算決算委員会分科会の審査はこの程度といたします。予算決算委員会として9月18日に全体会となりますので、よろしくお願いいたします。その他、予算決算委

員会分として執行部から何かございますか。

○佐々木政策企画課長 本日資料の方を机の上に置かせていただきました。こちらの資料はですね6月の定例会におきまして、補正予算の方を計上させていただきました移動スーパーについて、対応業者が決まりました事業開始の運びとなりましたので、そのご報告でございます。こちらの紙の方で事業の概要を説明させていただきますと。1の概要をご覧くださいまして、スーパーマーケットにおける三密状態を避けるといったことを目的としつつ、近くにスーパーなどが無く非常に困っているといった市民のニーズ。こういった声を受けて市において移動スーパー事業により継続的に買い物支援が展開することができる事業者に対して一定期間の補助を実施するといったものでございます。2の移動スーパーの実施者でございますが、補正予算成立後、速やかに事業者の公募を行ったところでございます。その際、条件といたしまして、豊富な品揃えの確保といったものはもちろんのこと、移動スーパーを希望する地区について、より多く周ることができる。そういった様々な条件を提示いたしまして、公募を行いまして2事業者から応募があったところでございます。選定委員会において、提案内容を精査した結果、移動スーパーを希望する全地区を周るといった株式会社カスミさんに決定したものでございます。3のルートでございますが、こちらもリーフレットの方をおかさせていただきました。こちら市内171地区ございますが、そのうち63地区がですね移動スーパーの配車の希望があったと。その希望があった全地区を周る計画となっております。4の移動スーパーの開始日でございますが、来月の2日金曜日から開始したいというものでございます。5番ご覧くださいまして、取り急ぎ配車される地区にリーフレットをお配りしたいと。またホームページ等でもですねこの内容を周知させていただきたいと考えてございます。なお、その下をご覧くださいまして、事業の実施者でございます株式会社カスミさんによりましてこの事業開始日に10月2日の9時から大屋根下でですね出発式を開催したいとそういった連絡がございまして、議員の皆さまへもですね、この出発式の開催についてお知らせをいたしたいというようなことでございましたので、我々といたしましては、コロナ、今こういうコロナの状況でございますので、このソーシャルディスタンスですか。この確保の徹底をお願いをしたいといった話をさせていただきました。

○吉田（博）副委員長 ちょっといいかな。応募2業者というんだから、あと1業者はどこだったの。

○佐々木政策企画課長 あと1業者もスーパーの事業者でございまして、市内にありますスーパーでございまして、そちらと決定的に違ったのは、そちらのスーパーは拠点となるスーパーの10キロ圏しか運ぶことが出来ない。そういったことで。まず、そこでかなり差が出たと。あと金額の部分でもそちらはちょっと若干上乘せしたいんだと。そういった提案でございまして。圧倒的な差をつけてカスミさんに決まったような状況でございます。

○吉田（博）副委員長 これ運行スケジュール見るとさ、今課長が言ったように一応市内全域を周るということなのかな。

○佐々木政策企画課長 市内全域です。全地区長さんに事前に要望を聞いたところでございます。その中で171地区のうち63地区からですね、回してほしいといった回答をいただきました。まず、その要望があった地区を全部周るといった計画とのことでございます。

○吉田（博）副委員長 これそうするとスケジュール見ると1つの場所では週に1回しか周らないのかなこれ。周れないよな。

○佐々木政策企画課長 今おっしゃった週1回というような形でございます。

○吉田（博）副委員長 週1回というのはどうだ。足んないか。毎日買物するもんだぞ。食料品だから。その辺これから周ってからさ、アンケートを取れよ。でありがたいけれども週1じゃちょっと困ると。週2回は来て欲しいとかな。そういうのが出て来ると思うから。そうするとまた運行スケジュールが変えられるから。ちゃんとお客さんのアンケートは取るようにしてください。

○佐々木政策企画課長 はい。

○島岡委員 例えば月曜日の烏山2丁目から始まって高野商店に行くまでに商品がみんな無くなっちゃったら大変ですよ。補充するんですかね。

○佐々木政策企画課長 この計画ではですね、昼にですね補充すると。拠点のカスミさんの拠点をそれぞれを設けてですね、そこで補充して、午後に向かうという形です。カスミさん土浦市が7市目ですかね。県内でも。そういう状況を分かっていますので、そういう無くなるということは無いということでございます。

○島岡委員 車は軽の車みたいかどこかで見たんですけど。どんな車なんですか。

○佐々木政策企画課長 軽を改造したものでございます。

○今野委員長 私から1点伺わせていただいてもよろしいですか。こちら当初、手を上げなかった町内会。それが周りを見ていいなと。うちも参加したいなということになれば参加は出来るんですか。

○佐々木政策企画課長 カスミさんにおいても、当然採算性というのが大事でございますので、この状況を見てですね、一応要望どおり走らせて、あまり人が集まらないですとか、そういうものが合った場合はですね、順次入れ替えたりですね。当然地区に話です。そういう作業をやって行きたいと。先ほど副委員長より話がありましたとおり、状況を見てこのやり方を変える可能性もございます。ですので、そういう形です。入れるというのは。あと時間もですね、余裕を持っているという状況でございますので、対応の方は取れるかと思えます。

○久松委員 このスケジュールは確かに一定期間実施をして、一定期間実施をした結果を見て変更することがありうるということですか。

○佐々木政策企画課長 当初これでやって見てですね、状況を見て変更をかけていくという話でございます。

○久松委員 それから、補助ですけども、一定期間ということになっているけれども、その一定期間というのはどの程度の。

○佐々木政策企画課長 我々の方は一応黒字化するまでということで、一応5年です。



ね、採算取れるようにということで、我々の方もかなり無理を言っている。無理を言っているというのは、市内全域を周ってくれとっている話ですね。一般的には全国でも移動販売というのはやってございますけれども。やはり、先ほど申した1個の拠点に対して10キロ圏内で、本当に必要となっている個人宅を拠点としてやっているというのが一般的なことで、それを我々の方は全市域を対象にしてやっていますので、一応考えといたしましては、5年内に採算取れるようにと黒字化するようにというような形で計画しているところでございます。

○久松委員 それから、この車は移動しながら、音楽か何か流しながら。

（「笑い声」あり）

○佐々木政策企画課長 隣の阿見町で先日出発式がありまして、確か音楽が鳴っていたかと思います。

○久松委員 そうだよ。お知らせしないとな。その音楽が聞こえたら。ああ、来た来たなんて。駆けつけて来るかもしれないもんね。

○今野委員長 その他なにかございせんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 その他、執行部から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 予算決算委員会分として、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。委員の皆様は、今しばらく協議をお願いします。

～ 執行部退席 ～

○今野委員長 それでは、事務局から何かありますか。

○事務局 総務市民委員会予算決算分科会の開催については9月14日月曜日、場所は第1委員会室、時間は午前10時からを予定しております。予算決算委員会視察の出欠について、昼食の関係上、確認をさせていただければと思います。

○吉田（博）副委員長 午前中は用事があるから、欠席。午後の予算決算委員会には出席するよ。

○事務局 はい。わかりました。予算決算委員会の開催についてですが、9月18日金曜日、場所は第1委員会室、時間は午後からになります。最後に、委員長報告の読み合わせを9月24日木曜日最終日の午前9時30分から行います。また、災害連絡用メールアドレスの確認をお願いします。以上です。

○今野委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでございました。